

## 証書貸付取引約款

三条信用金庫(以下、「信用金庫」という)がお客様との証書貸付契約に基づくお取引において、システムで用いる「利息計算等の取扱いについて」および「基準金利別の利率見直しの取扱いについて」を以下のとおり定めるものとします。

### I. 利息計算等の取扱いについて

#### 1. 元利均等返済による借入の場合

- (1) 所定の返済金額のうち前回返済日の翌日(第1回目の場合は当初借入日)から返済日までの借入金元本残高に対し、所定の利率によって計算した金額を利息として支払い、残余の部分を元本の返済にあてるものとします。
- (2) 利息は約定返済日に後払いするものとし、2回目以降の毎回の元利返済額は均等とします。
- (3) 利息は年365日の日割計算とします。ただし、第2回目以降の毎月返済の利息および半年毎の増額返済の利息は、月割計算(元金残高×年利率÷12)とします。
- (4) 最終回返済額は、利息計算の端数処理のため毎回の返済額と異なる場合があります。
- (5) 半年毎増額返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えて返済するものとします。

#### 2. 元金均等返済による借入の場合

- (1) 利息は、借入日を第1回とし、以降各返済日において次回分を前払いできるものとします。
- (2) 借入要項記載の利息支払方法のとおり支払うものとし、利息は年365日の日割計算とします。

### II. 基準金利別の利率見直しの取扱いについて

#### 1. 基準金利が「信用金庫の短期プライムレート」の場合

- (1) 変動金利の場合の変動幅は、信用金庫の短期プライムレートが改定される都度、その改定幅に従い、最初に到来する利払日の翌日から新利率を適用するものとします。これらと異なる場合は別途変更契約書を締結します。
- (2) 変更後の借入利率の適用開始日は、基準金利の変更日後最初に到来する約定返済日の翌日とします。
- (3) 元利金均等返済の場合、毎月の元利合計返済額は、借入利率の変動の都度、変更後の借入利率により算出しなおすものとし、返済回数、最終返済期限を変更することなく新たに算出した元利金均等返済額を支払うものとします。
- (4) 上記返済方法を変更する場合は、信用金庫の指示に従うものとします。利息およびその戻し

の割合ならびに支払の時期、方法の約定は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。

(5)担保として差入れた預金・定期積金に利率の変更があった場合は、何らの通知を要せず、預金・定期積金の利率の変動幅に連動してこの契約による貸出金利を変更するものとします。

※ 従来基準金利の名称として使用しておりました「短期プライムレートに連動する信用金庫の長期最優遇貸出金利」は「信用金庫の短期プライムレート」と表示されています。

## 2. 基準金利が「信用金庫の長期プライムレート」の場合

(1)変動金利の場合の変動幅は、信用金庫の長期プライムレートが改定される都度、その改定幅に従い、最初に到来する利払日の翌日から新利率を適用するものとします。これらと異なる場合は別途変更契約書を締結します。

(2)変更後の借入利率の適用開始日は、基準金利の変更日後最初に到来する約定返済日の翌日とします。

(3)元利金均等返済の場合、毎月の元利合計返済額は、借入利率の変動の都度、変更後の借入利率により算出しなおすものとし、返済回数、最終返済期限を変更することなく新たに算出した元利金均等返済額を支払うものとします。

(4)上記返済方法を変更する場合は、信用金庫の指示に従うものとします。利息およびその戻しの割合ならびに支払の時期、方法の約定は、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には一般に行われる程度のものに変更されることに同意します。

(5)担保として差入れた預金・定期積金に利率の変更があった場合は、何らの通知を要せず、預金・定期積金の利率の変動幅に連動してこの契約による貸出金利を変更するものとします。

## 3. 基準金利が「住宅ローン最優遇貸出金利」の場合

(1)変動金利適用期間の借入利率の引き上げ幅または引き下げ幅の算出は、毎年4月、10月の1日を基準日とし、基準日現在における当金庫が決定する住宅ローン最優遇貸出金利の変動があった場合その変動幅をもって改定するものとします。ただし、借入後最初の借入利率の見直しは当初借入日における基準金利と借入後最初におとずれる基準日の基準金利の差をもって、引き上げまたは引き下げるものとします。

(2)前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は次のとおりとします。

| 毎月払いのみの場合   | ボーナス併用払の場合  |
|---|---|
| 基準日 4 月 1 日については 6 月、基準日 10 月 1 日については 12 月以降最初に到来する約定返済日の翌日から新利率を適用するものとします。 | 毎月返済分およびボーナス返済分とも、それぞれ 6 月、12 月以降最初に到来するボーナス約定返済日の翌日から新利率を適用するものとします。 |

(3)変動金利適用期間の返済額変更方法

- (i)借入れた日から 5 回目の 10 月 1 日を経過するまでは、その間に借入利率の変更があっても原契約に定めた毎回の返済額は変更しないものとします。
- (ii)返済額の変更は直前の変動金利適用日から 10 月 1 日を 5 回経過した後に行うものとし、新返済額は、新借入利率・残存元金・残存期間にもとづいて算出するものとします。ただし、新返済額は「前回返済額×1.25」を限度とします。その後、更に 10 月 1 日を 5 回経過するまでは、その間に借入利率の変更があっても返済額は変更しないものとします。
- (iii)以降 10 月 1 日を 5 回経過する毎に新返済額を算出し、借主はその新返済額によって支払うものとします。新返済額の算出方法は前項と同様とします。

### Ⅲ. システム変更等による取扱い方法の変更について

信用金庫のシステムの変更その他の事由により、本特約の取扱い方法を変更することがあります。

この場合、信用金庫はその変更内容をホームページへの掲示その他適切な方法で通知するものとします。